

## 第94回行田市都市計画審議会議事説明資料

## 議第1号 行田都市計画区域の変更について

## 1. 変更理由

- (1) 令和5年10月1日付けで、本市と熊谷市との行政界が変更されたことに伴い、行政区域に合わせて、都市計画区域を変更するため
- (2) 令和8年2月1日(予定)付けで、本市と鴻巣市との行政界が変更されることに伴い、行政区域に合わせて、都市計画区域を変更するため

## 2. 行政界変更の内容について

## ①行田市と熊谷市との行政界変更について

- (1) 事業名 県営土地改良事業(池上地区)
- (2) 事業主体 池上土地改良区
- (3) 事業期間 平成29年度～令和6年度
- (4) 事業面積 68.7ヘクタール
- (5) 経緯 平成29年12月 池上土地改良区設立  
平成29年度～令和5年度 圃場整備等  
令和5年10月1日 行政界変更  
令和6年度 換地処分
- (6) 編入面積

編入区分	編入する面積	増減	編入後の面積
行田市	28,469.67m <sup>2</sup>	±0	67.49km <sup>2</sup>
熊谷市	28,469.67m <sup>2</sup>	±0	159.82km <sup>2</sup>

## ②行田市と鴻巣市との行政界変更の経緯

- (1) 事業名 県営土地改良事業(鴻巣・行田地区)
- (2) 事業主体 鴻巣行田土地改良区
- (3) 事業期間 平成28年度～令和9年度(予定)
- (4) 事業面積 89.2ヘクタール
- (5) 経緯 平成28年10月 鴻巣行田土地改良区設立  
平成30年度～令和8年度 圃場整備等  
令和8年2月1日 行政界変更(予定)  
令和9年8月 換地処分(予定)
- (6) 編入面積

編入区分	編入する面積	増減	編入後の面積
行田市	16,535.44m <sup>2</sup>	±0	67.49km <sup>2</sup>
鴻巣市	16,535.44m <sup>2</sup>	±0	67.44km <sup>2</sup>

## 3. 変更する区域

別添資料2のとおり

## 議第2号 都市計画法第34条第11号に基づく区域の変更について

### 1. 変更理由

都市計画区域の変更に伴い、法第34条第11号による条例区域の見直しをおこなうため

### 2. 変更する区域

熊谷市へ編入する区域 廃止

行田市へ編入する区域 指定しない（農業投資がされたため）

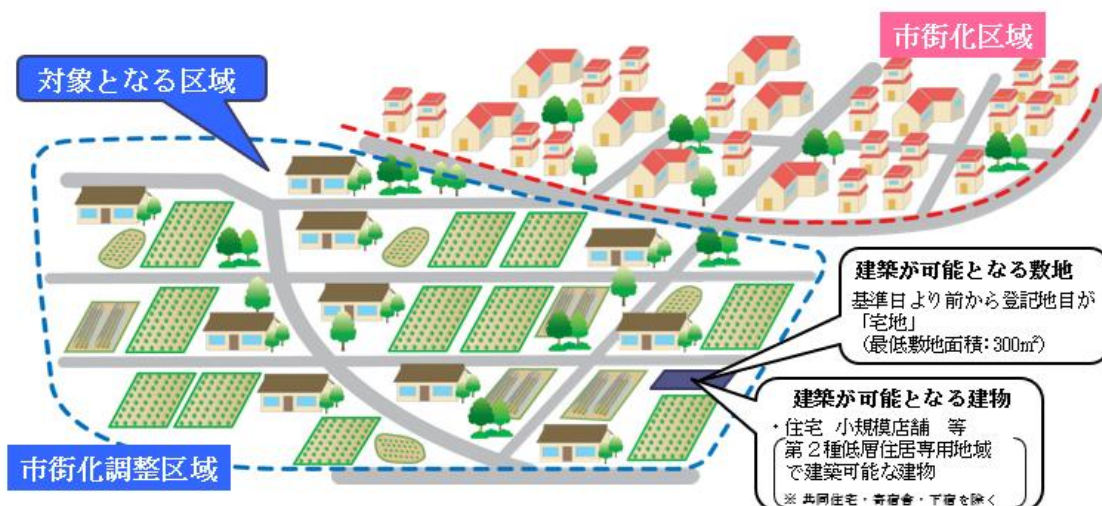
### 3. 今後の予定

令和8年2月1日施行予定（鴻巣市との行政区域変更と同一とする）

### 4. 法第34条第11号区域の概要

#### 都市計画法第34条第11号区域指定

- 市街化調整区域の中でも一定の集落を形成しており、主要な道路や排水施設が概ね整備された区域を指定することにより、住宅や小規模店舗（延床面積150㎡まで）などが立地可能となる区域



(参考) 行田市開発許可等の基準に関する条例第3条

法第34条第11号の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する土地の区域とする。

3 市長は、第1項の規定により指定した土地の区域を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

## 議第3号 行田市景観計画（案）について

### 1. 理由

景観法第9条第2項の規定に基づき、意見を聴くもの

### 2. 今後の予定

令和7年 5月 1日	景観行政団体へ移行、景観条例及び規則の施行
令和7年10月29日	パブリックコメント（12月3日まで）
令和7年12月17日	都市計画審議会への意見聴取
令和8年 1月16日	景観審議会への意見聴取
令和8年 4月 1日	景観計画告示（予定）
令和8年10月 1日	景観計画施行（予定）

### 3. パブリックコメントの結果

意見 0件

### 4. 行田市景観計画（案）の内容

別添資料3のとおり

（参考）景観法第9条第2項

景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。